

2. 受験までの準備

2-1.内容の確認

受験票に記載された内容（受験者情報や受験上の注意事項）についてご確認いただき、**試験実施要領を熟読**のうえ、試験に臨んでください。

2-2.受験票への写真の貼付

- (1) **受験申込者本人の顔写真（大きさ タテ3cm×ヨコ2.4cm）を協会から送付する「受験票②兼写真票」に貼付してください。**
- (2) 写真は無帽、無背景、正面から（顔の大きさ2cm程度）写したもので、サングラス着用の写真、集合写真（複数の人物が写っているもの）など、受験者本人を確認しづらい写真を貼付している場合は受験できませんのでご注意ください。
- (3) 写真は6ヵ月以内に撮影したもので、白黒・カラーの別は問いません。（不鮮明なもの、コピー紙を使用したものは不可です。必ず「写真専用紙」を使用してください。）
- (4) 写真の裏面に受験申込者氏名、受験番号を記入のうえ貼付してください。

※試験当日には「受験票②兼写真票」に写真を貼付して、「受験票①」とともに必ずご持参ください。

受験票②兼写真票

※受験票②兼写真票は試験会場で回収します。

氏名			
生年月日	試験地	受験番号	

写真貼付欄

（大きさ縦3cm×横2.4cm）、脱帽、正面、6ヵ月以内に撮影したものを全面のり付けすること。

顔の大きさ2cm程度

・写真の裏面に次の事項を必ず記入すること。
氏名、受験番号

撮影年月日 年 月 日

写真貼付欄に、規定の写真が貼付されていない場合は、受験できません。顔写真は、不鮮明なもの、コピー紙を使用したものは不可です。必ず「写真専用紙」を使用し貼付ください。

〈本人確認〉	〈受験番号〉	〈氏名〉

キリトリ線

3. 各種変更の申請について

受験票の受領後、各種変更の申請は以下の手順で行います。

3-1.受験者情報の訂正

- (1) 受験票に記載された氏名、生年月日、性別、電話番号、住所等に誤りがある場合や、住所を変更された場合は、「変更申請書」（「受験票②兼写真票」の下段にあります。）に**変更箇所のみ赤ボールペンで記入**のうえ、試験当日に持参し、試験監督員の指示に従い提出してください。（氏名をJIS規格（第1・2水準）以外の文字（外字）へ訂正する場合も同様）
- (2) 氏名の訂正は、受験者本人を対象としており、別人への変更はできません。

3-2.婚姻等による氏名の変更

お問合せ期間	11月12日(金)～11月19日(金)
--------	---------------------

婚姻等による氏名変更の場合は、変更申請書以外に戸籍抄本の提出等の手続きが必要となります。

なお、婚姻等による氏名変更の変更申請書と戸籍抄本は、試験会場では受理いたしませんのでお問合せ窓口の指示に従ってください。

お問合せ先… **31** P

3-3.希望試験地の変更

転勤・転居・出張等で、希望試験地の変更申請の受付期間経過後に生じた事情により、試験地の変更を希望される場合は、下記の「お問合せ期間」中に、受験票を用意のうえお問合せ窓口までご連絡ください。

希望者が多数の場合は、変更できない場合がありますので予めご了承ください。受験申込後の申込内容の変更期間内(9月29日(水)～10月8日(金))に変更申請が可能な方は、18ページをご参照ください。

お問合せ期間	11月12日(金)～11月16日(火)
--------	---------------------

上記お問合せ期間以外での変更は一切できません。必ずお問合せ期間内にご連絡ください。試験地の変更を希望する方で受験票が未着の場合、「受験票未着の連絡」と「試験地変更希望の連絡」は、必ずお問合せ期間内に行ってください。

※試験地の変更が承認された受験者の方は、所定の手続きが必要なため、試験当日、通常の集合時間より早め(1時間前)に試験会場にご来場いただく必要があります。

お問合せ先… **31** P

1. 当日必ず持参するもの

1-1. 受験票

試験当日は、「受験票①」と顔写真を貼付した「受験票②兼写真票」の両方をご持参ください。

※いずれかが1つが欠けても受験できませんのでご注意ください。

1-2. 指定する写真付き公的証明書

試験当日は、指定する写真付き公的証明書(日本国内で発行されたものに限定する)により本人確認を実施いたします。

指定する写真付き公的証明書(日本国内で発行されたものに限定する)は次の4種類です。

① 運転免許証 (運転経歴証明書を含む) ^{*1 *2}
③ パスポート

② 個人番号カード(マイナンバーカード) (写真付き住民基本台帳カードを含む)
④ 在留カード・特別永住者証明書 ^{*3}

①～④以外の写真付き公的証明書を本人確認書類として使用することをご希望される方は、事前のお申出により、特別措置による対応を検討いたします。ご希望の方はお問合せ窓口までご相談ください。(※申請から結果連絡まで日数を要しますので早めにお申出ください。)